

問3 複数の区分にまたがる事業の場合、それぞれの補助基準額を合算して助成を受けることは出来るか。((例)「地域支え合い活動の立ち上げ支援(補助基準額350万円以内)」と「(2)地域活動の拠点整備(同100万円以内)」)

(答) それぞれの事業区分における事業内容に該当すれば、複数の事業区分の補助基準額を合算して助成を受けることが出来る。

問4 「徘徊・見守りSOSネットワークの構築」及び「生活・介護支援サポーターの養成」については、平成23年度予算の当初要求において別途要求されていたが、本事業の中に含まれたという理解でよいか。

(答) 両事業とも、平成23年度においては地域支え合い体制づくり事業のメニューの1つとして整理しており、本事業を活用して実施することとしている。

問5 「地域活動の拠点整備」において、プレハブ等容易に建築出来るものの設置や自動車等の購入をすることは可能か。

(答) 「地域活動の拠点整備」では、工事請負費又は備品購入費として該当するものについては、1拠点あたり100万円を限度として対象とすることが出来る。

ただし、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領別記2の4にお示ししているとおり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、事業の目的に反する使用、取壊し又は廃棄等は出来ない。また、厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分した場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあるので留意すること。

# 地域支え合い体制づくり事業

予算額 200億円(介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し)

自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成を行う。

## 【事業内容(例)】

### 1 地域の支え合い活動の立ち上げ支援

- (1) 新規事業の立ち上げ支援
  - ・ NPO等が実施する地域における高齢者等への支援を目的とする取組み等、先駆的・パイロット的事業の立ち上げ支援
  - ・ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援
- (2) 連携体制の構築
  - ・ 地域における要援護高齢者等に関する情報の整備(要援護者マップ)及び活用
  - ・ 徘徊・見守りSOSネットワークの構築(警察などの公的機関、交通関係機関や生活に身近な事業者等が参加するネットワーク構築のための推進会議の設置、幅広く市民を対象とした徘徊・見守り協力員の育成)等

【主な対象経費】委員会経費、調査研究経費、事業の立ち上げに係る経費(賃金、備品費等)等

### 2 地域活動の拠点整備

- ・ 世代間交流の場や高齢者の生きがい活動拠点の整備
- ・ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワークや家族介護者支援の拠点の整備
- ・ 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備等

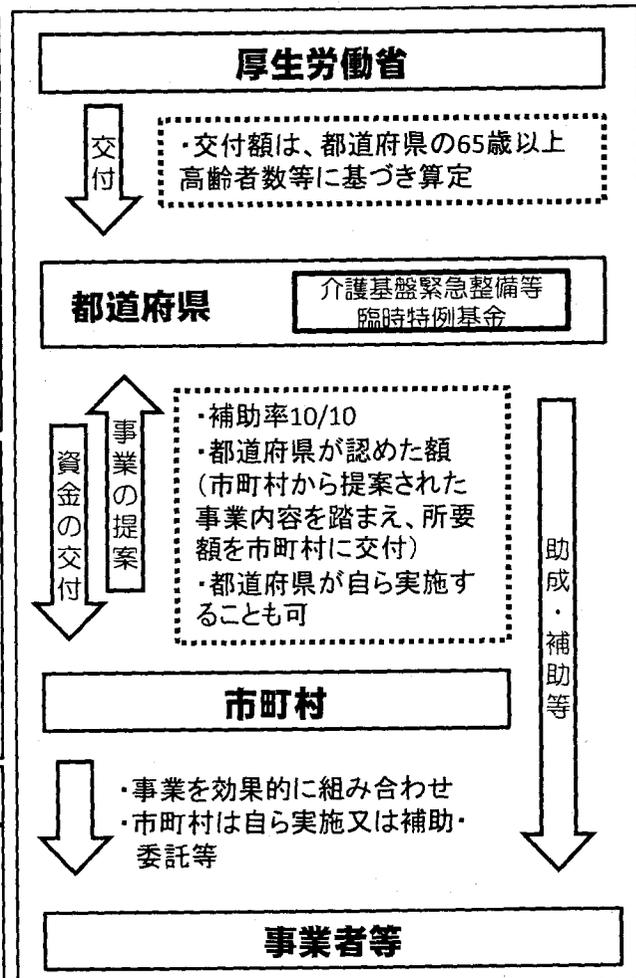
【主な対象経費】委員会経費、拠点整備のための改修に係る経費(改修費、備品費等)等

### 3 人材育成

- ・ 見守り活動チーム等の育成
- ・ 訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者(潜在的ホームヘルパー)に対する研修等

【主な対象経費】委員会経費、研修開催経費(謝金、旅費、借上費等)等

## <参考> 事業実施までの流れ



※「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」

(平成22年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知) 一部抜粋

## 別記2

### 地域支え合い体制づくり事業

#### 1 目的

従来は、高齢者や障害者等の社会的弱者に対して、地域社会が見守り、生活を支えてきたところであるが、単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近に増えている。

本事業は、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働(新しい公共)により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的とする。

#### 2 特別対策事業の内容

##### (1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

###### ア 実施方法

地域の市民活動として高齢者や障害者等への福祉サービスを提供する活動を支援するため、自治体、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等の既存組織による新たな取組み及びNPO法人等の設立準備や事務所立ち上げ時に必要となる初度経費に対し助成する。

###### イ 事業内容

- ① 住民組織やNPO等が実施する地域における高齢者や障害者等への支援を目的とする取組み等の先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援
- ② 地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳(要援護者マップ)の整備
- ③ 認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク(徘徊・見守りSOSネットワーク)の構築
- ④ 地域包括ケアに資する様々な地域資源による連携体制の構築支援
- ⑤ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援

⑥ その他地域支え合い体制の構築に資する取組みへの支援

(2) 地域活動の拠点整備

ア 実施方法

高齢者や障害者等を支える地域活動の拠点となる施設・組織の整備に必要となる初度経費として建物の改修又は備品の購入等に対して助成する。

イ 事業内容

- ① 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備
- ② 地域包括支援センターのサブセンター又はランチセンターの整備
- ③ ①及び②の他、高齢者等の生きがい活動、障害者の地域生活を支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備
- ④ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワーク又は家族介護者支援の拠点の整備
- ⑤ 行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源による連携に資する協議会の設置等による協働体制の構築支援
- ⑥ その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備

(3) 人材育成

ア 実施方法

地域において高齢者や障害者等への日常的な支え合い活動を担う人材の育成に必要となる費用に対して助成する。

イ 事業内容

- ① 行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成
- ② 訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者に対する再研修
- ③ 地域のインフォーマルサービスの担い手となる生活・介護支援サポーターの養成
- ④ その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成

(4) (1) から (3) の基本事業に係るその他の事業

(1) から (3) の事業を円滑に実施するために都道府県において必要となる賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に対し助成する。

3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の実施主体

特別対策の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、都道府県知事が適当と認める団体への委託、補助又は助成により事業を実施することが出来るものとする。

(2) 特別対策事業の対象除外

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

エ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る補助金の交付申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 都道府県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施状況報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施状況報告を都道府県知事に提出しなければならない。

4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

ア 助成対象事業（2に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵

省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良の管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

カ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

ア 特別対策事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはな

らない。

ク 特別対策事業を行う者がアからキにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を取り消し、都道府県に納付させることがある。

(3) (2) のオにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) (2) のクにより付した条件に基づき市町村から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

## 5 補助基準額及び算定方法

(1) 特別対策事業の補助基準額及び対象経費は別添に定めるところによるものとする。

(2) 特別対策事業の補助額は、次により算出する。

なお、別添の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① 事業を締結する単位ごとに、別添の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② 別添に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。

## 6 その他

(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(3) 都道府県及び市町村は、特別対策事業の実施にあたっては、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、管内の地域住民、高齢者や障害者その家族等当事者の意見を代表する者、医療関係者、介護・福祉事業関係者、行政担当者等を構成員とする協議会を設置する等により、地域の実情を踏まえた取組みとなるよう努めること。

地域支え合い体制づくり事業に係る補助基準額及び対象経費

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
別記2の2 (1)イ①の事業	1事業あたり350万円以内	別記2の2(1)イ①の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2 (1)イ②から⑤の事業	1事業あたり500万円以内	別記2の2(1)イ②から⑤の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2 (2)の事業	1拠点あたり100万円以内 (地域包括支援センターのサブセンター又はランチセンターを整備する場合には1拠点あたり200万円以内)	別記2の2(2)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費
別記の2の2 (1)イ⑥及び(3)の事業	都道府県知事が定めた額	別記2の2(1)イ⑥及び(3)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記の2の2 (4)の事業	都道府県知事が定めた額	別記2の2(4)の事業の実施に必要な報酬、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

## 6. 地域包括支援センター等の適切な運営について

### (1) 地域包括支援センターの見直しの方向性

- 昨年11月に社会保障審議会介護保険部会で取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」においては、地域包括支援センターの運営の円滑化について以下のとおり指摘されているところである。

介護保険制度の見直しに関する意見  
(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会)  
【地域包括支援センターの運営の円滑化】

- 地域包括支援センターは、4,056ヶ所設置され、ランチ等を合わせると7,003ヶ所が整備されているが、今後、全中学校区(1万ヶ所)を目指して拠点整備を進めていくことが必要である。
- 地域包括支援センターの総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能が最大限に発揮できるような機能強化が求められる。
- 地域包括支援センターは、介護保険サービスのみならず、インフォーマルサービスとの連携や、介護サービス担当者、医療関係者、民生委員など地域資源や人材をコーディネートする役割を担っていく必要がある。しかしながら、地域での役割が不明確であったり、介護予防事業に忙殺されているため、十分その役割を果たせていないとの指摘がある。
- このため、当該市町村(保険者)が地域包括支援センターに期待する役割が明確となるよう、委託型のセンターについては、市町村が包括的支援事業の実施に係る方針を示すこととすべきである。また、関係者間のネットワーク構築について、地域包括支援センターが責任をもって進めていくことを改めて徹底すべきである。
- このような地域包括支援センターの機能強化と併せて要支援者に対するケアプラン作成業務については、居宅介護支援事業所に移管すべきとの意見があがったが、一方、地域の実情に応じて柔軟に業務委託できるようにした上で、利用者の状態変更(要支援、要介護)に対応した連携方策を工夫することにより対応すべきであるとの意見があった。
- 本意見等を踏まえ、次期制度改正の中で地域包括支援センター(以下「センター」という。)の機能強化についての検討を行っているところである。
- 具体的には、委託型のセンターに対して、市町村が包括的支援事業の実施に係る方針を明示することとするとともに、センターに対して、介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築についての努力義務を課すことを検討している。

### (2) 地域包括支援センターの体制強化について

- センターは、全ての市町村で設置されており、平成22年4月末時点で4,06

5ヶ所となっている。ランチ等出先機関を含めると6,891ヶ所となっており、地域に根ざした運営が行われている。地域包括支援センターの運営状況についての調査結果（別紙1）を掲載しているので参照されたい。

- 総合相談支援などの包括的支援業務等に要する経費である地域支援事業交付金については、平成23年度予算（案）において、事業の円滑実施に必要な額（※）を確保することとしているが、各都道府県におかれては、管内市町村に対して、必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じた適切なセンターの体制整備に努めるよう周知願いたい。

なお、地域支援事業で実施されている「介護予防事業」については、その適正な実施についての方向性が示されている（老人保健課関係「4. 介護予防事業について」参照）ので、確認願いたい。

（※）平成22年度予算698億円、平成23年度予算（案）642億円

- また、平成21年度第1次補正予算で積み増しされた緊急雇用創出事業においては、センターにおける事務補助等を行う事業を実施しているところであり、センターの業務を円滑に運営するために効果的であることから、市町村において積極的に活用されるよう周知願いたい。
- センターの業務全般を効果的かつ円滑に運営するためには、センターの体制整備を図るとともに、関係機関等との密接な連携が必要である。「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」も参考に関係機関等との密接な連携を図られたい。なお、発出した事務連絡の内容は、介護保険法をはじめとする関係法令、これまでに発出した通知、Q&A等の考え方を踏襲したものであるので申し添える。

【「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」より抜粋】

3 センターの業務全般を効果的に推進するための在宅介護支援センター等の活用について

○ 市町村は、センターの業務全般を効果的に推進するため、センター自らの活動のみならず、十分な実績のある在宅介護支援センター等を、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口（ランチ）や支所（サブセンター）として活用させること。

○ 上記のほか、市町村は、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、十分な実績のある在宅介護支援センター等に対し、センターが行う総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務を、センターと協力、連携のもとに実施させること。

なお、これらの業務を在宅介護支援センター等が実施した場合は、適切な額を協力費・委託費等として支出する必要があること。

また、センターは、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握すること。

\*十分な実績のある在宅介護支援センター等これまで地域で培ってきた24時間又は土、日曜日、祝日における相談や、地域に積極的に出向いて要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価等について十分な実績や経験を有する団体

○ これまで以上に、地域において十分な実績や経験を有する在宅介護支援センター等との連携のほか、「生活・介護支援サポーター養成事業」の研修修了者「認知症対策連携強化事業」で配置される認知症連携担当者などの地域における新たな支援者との連携を十分に図るよう、管内市町村に対して周知、徹底願いたい。

○ また、近年増加している高齢者の消費者被害の防止においても、センター等に高齢者から消費者被害について相談があった場合に、その区域を担当する消費生活センター等と連携することが重要である。

高齢者の権利擁護については、地域支援事業のメニューのひとつとして実施いただいているところではあるが、管内市町村に対して適切な連携や住民等への周知が図られるよう再度周知をお願いしたい。

なお、平成22年3月30日に閣議決定された「消費者基本計画」においても、今後5年間に講ずべき具体的施策のひとつとして、以下の取り組みが位置づけられ

ているのでご留意願いたい。

消費者基本計画【施策番号106】(抄)

地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。

- さらに、平成22年度より、センターの機能強化を図るため、センター等に地域コーディネーターを配置する事業等を行う市町村地域包括ケア推進事業（地域包括支援センター等機能強化事業）を43自治体において実施しているところであるが、今年度の取組状況について事業実施市町村から追ってご報告いただく予定である。なお、平成23年度予算（案）においても、集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業を含めて必要な予算を確保しているところであり、引き続き事業の継続をお願いしたい。

### (3) 責任主体としての市町村の役割の徹底等

- 市町村は、センターの責任主体として位置付けられており、その運営について一般的に責任を負うものである。こうした役割については、市町村が運営を委託している場合であっても何らかわるところはなく、各市町村に対して、センター運営協議会などを活用しながら、センターが円滑に運営されるよう環境整備や必要な支援などを市町村自らの責任において行う必要がある。
- 先述の介護保険部会の意見書においても、「市町村が包括的支援事業の実施に係る方針を示すこととすべき」と指摘されている。
- センター運営協議会については、「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発1018001・老振発1018001・老老発1018001号老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）」において、センターの事業計画書や事業報告書

等の提出を受けるとともに、必要な基準を作成した上で、センターの事業内容を評価することや、地域における介護保険外サービス等との連携体制の構築等地域包括ケアに関する事等も協議することとなっていることから、これらの所掌事務を踏まえた適切な運営をお願いしたい。

- また、センターが十分住民に認知されていないという指摘もあることから、広報紙やパンフレット等による周知や、市町村が設置しているセンターであることについて、住民が十分認識できるようなサイン（看板）を設置するなど、センターが地域住民に十分認知されるように取り組むよう、改めて管内市町村に周知、徹底願いたい。
- さらに、都道府県においても、市町村を広域的に支援するため、管内市町村における各センターの運営状況の把握や情報提供など積極的な取り組みや支援を引き続きお願いしたい。

#### **（４）地域包括ケア推進指導者養成事業及び地域包括支援センター職員研修等研修事業について**

- 地域包括ケアの考え方を踏まえたセンターの一体的な運営や地域のネットワーク構築を推進する中心的な職員を重点的に育成するため、センター全体をマネジメントするセンターのセンター長やリーダー的な役割を担う経験豊富な職員を対象とした地域包括ケア推進指導者養成事業を実施している。
- 各都道府県におかれては、センターが今後の地域包括ケアの推進主体として大きな役割を担うといった観点から、センター長等の積極的な受講を各市町村へ促されたい。
- 一方、地域包括支援センター職員等研修事業については、一昨年１１月に実施さ

れた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「地方に移管」という評価を受けたところである。

- これを受けて、平成22年度予算において当該事業については国庫補助を廃止したところである。
- また、昨年11月9日の行政刷新会議決定においては、「厚生労働省が行っている補助事業である「地域支援事業（包括的支援事業）」の対象経費となりうることから、評価結果を踏まえた対応が行われていない」との指摘を受けたところである。
- 都道府県・指定都市においては、今後もセンター職員等の質の確保の観点から、行政刷新会議の趣旨を踏まえ、各都道府県等の判断により事業を実施されるようお願いしたい。

#### **(5) 地域包括支援センター等の活動を円滑に実施するための個人情報の取扱いについて**

- 今後、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯、認知症高齢者等の増加がますます見込まれる中で、支援を要する方々の地域生活を支援していくためには、介護保険サービスのみならず、地域住民による見守り等の様々な生活支援サービス等を身近な地域で提供する体制を構築していく必要がある。
- センター等が地域のネットワーク構築を推進しているところであるが、支援を要する方々の個人情報を、関係者間で共有することが困難であり事業の推進に支障があるという指摘がある。
- 昨年9月3日付事務連絡（別紙2参照）において、市町村において適切な個人情報保護策を講じた上で関係者間での情報共有を推進することをお願いしているところであり、引き続き適切かつ積極的な対応をお願いしたい。

## 地域包括支援センターの運営状況について

### 1. 地域包括支援センター設置数

	H22調査 (平成22年4月末)	H21調査 (平成21年4月末)	H20調査 (平成20年4月末)	H19調査 (平成19年4月末)	H18調査 (平成18年4月末)
センター設置数	4,065箇所	4,056箇所	3,976箇所	3,831箇所	3,436箇所
設置保険者数	1,589保険者	1,618保険者	1,657保険者	1,640保険者	1,483保険者
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(98.2%)	(87.8%)
未設置保険者数	0保険者	0保険者	0保険者	30保険者	207保険者

### ブランチ、サブセンター数(平成22年4月末)

○ブランチ設置数:2,445ヶ所

○サブセンター設置数:381ヶ所

- ※ブランチ … 住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口のこと。
- ※サブセンター … 包括的支援事業の総合相談支援業務等を行う十分な実績のある在宅介護支援センター等のこと。